交通流監視用カメラ端末装置外
更新工事仕様書

平 成 ２ ７ 年 度

佐 賀 県 警 察 本 部
交 通 規 制 課

第１　総則

１　適用範囲

本仕様書及び特記仕様書は、交通流監視用カメラ端末装置及び情報収集提供装置更新工事について適用する。

２　工事名

本工事の名称は、「交通流監視用カメラ端末装置外更新工事」とする。

３　工事番号

２７交第13号

４　工事場所

(1) 交通流監視用カメラ端末装置更新

ア　佐賀市与賀町148-7先　　与賀町交差点

イ　佐賀市松原１丁目1-16　　佐賀県警察本部（交通管制センター）

(2) 情報収集提供装置更新

ア　佐賀市高木瀬町高木234-1先　佐賀警察署前交差点

イ　佐賀市兵庫北６丁目11-35先　西渕交差点

５　工事期間

自　契約締結日

至　平成27年３月18日

６　工事概要

本工事は、既存の交通流監視用カメラ端末装置（以下、カメラ端末という。）及び制御機を撤去し、新たなカメラ端末及び制御機を設置更新するものである。また、情報収集提供装置の新設及び更新を行うものである。

７　一般事項

(1) 図面等の提出

請負者は、設置する機器の製造前に下記のア及びイの図面等を、工事施工前に下記のウ及びエの図面を警察本部交通部交通規制課係官（以下「係官」という。）へ１部提出し、承認を受けること。

ア　構成機器一覧及び機器仕様書

イ　系統図

ウ　配線図

エ　工事施工図面

(2) 施工計画書の提出

工事施工に先立ち、以下の内容を記載した施工計画書を提出し、係官の承認を受けること。

なお、様式は問わない。

ア　工程表

イ　現場組織表

ウ　工事従事者名簿
エ　安全管理（工事期間中の各種事故防止対策）
オ　緊急時の連絡体制表

(3) 工事カルテの登録

請負者は、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、係官の承認を得て「工事カルテ」を作成登録後、(財) 日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを提出すること。

(4) 疑義への対応

本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、係官の指示を受けること。

(5) 法令遵守

工事の施工にあたっては、関係する法令や規則等を遵守すること。

(6) 作業時間

工事作業は、原則として佐賀県警察本部の執務時間内（８時30分から17時15分）に実施するものとする。

(7) 完成図書の提出

請負者は、工事完了時点において完成図書を提出すること。

なお、完成図書には以下の書類を編綴すること。

ア　取扱説明書
イ　試験成績書
ウ　発生品一覧表
エ　設置状況図
オ　設定表
カ　工事写真
キ　産業廃棄物処理に係る資料

(8) 事故等の弁償

施工により発生した事故等により、工事従事者、第三者又は発注者が被った被害については、すべて請負者が補償すること。

(9) 検査

ア　機器完成後及び工事完了後に佐賀県警察本部交通部交通規制課検査官（以下「検査官」という。）による検査を受けること。
イ　検査に必要な環境及び測定器等は、請負者において準備すること。
ウ　検査の内容は、「第４　検査」のとおりとする。

(10) 引き渡し後の補償

工事完了後１年以内に機器及び材料並びに施工不良による不具合が発生した場合は、請負者の負担において速やかに修理又は改修を行うこと。

(11) 情報の保護

本工事で知り得た情報については、本工事の施工だけに使用するものとし、それ以外の目的で使用することを禁ずる。また、個人情報が記載された書類、図面等については、請負者において厳正に管理し、廃棄を行う場合においては、外部に漏洩することがないように適切に処理すること。

8　留意事項

(1) 定例会議の開催

契約後から運用開始までの間において、発注者及び請負者は、進捗状況の報告や各種案件の協議を実施する定例会議を原則として毎月開催するものとする。

なお、定例会議には、必要により他のシステム関係業者等も参加させることができるものとする。

(2) その他

ア　納入機器及び機能等が本仕様書を満足していないことが判明した場合は、早急に改善、交換等を行うこと。

イ　他システムとの連携に必要な技術情報のうち、本工事契約において生じた内容については、将来の改修及び更新に備えて、請負者で書類にまとめて提出すること。

ウ　本工事で必要となる作業については、全て本工事の請負者が負担するものとする。

第２　機器仕様

１　交通流監視用カメラ端末装置

更新する交通流監視用カメラ端末装置は、現在別途契約している通信事業者のIPネットワーク回線を介して行い、交通流監視用カメラ中央装置の制御により良好に動作するものであるとともに、下記の機能・性能を有するものであることとする。

(1) 交通流監視用カメラ本体

	項　　目	規格・性能
1	撮像素子	1/3型 MOSセンサー相当
2	有効画素数	240万画素以上
3	画像圧縮方式	H.264、MPEG4
4	最低被写体照度	0.5lx以下（カラー） 0.06lx以下（白黒）
5	光学ズーム	30倍以上
6	アイリス機能	オート、マニュアル
7	フォーカス機能	オート、マニュアル
	配信量制御	有り
8	動作範囲	水平360°エンドレス 垂直-15°～185°以上
9	プリセット機能	64箇所以上
10	ハウジング形状	ボックス型（ワイパー付）もしくは、 ドーム吊り下げ型（親水コート）
11	カメラ電源	ＰｏＥ受電方式
12	耐水機能	IP66相当
13	対応プロトコル	TCP/IP、HTTP、DNS
14	ネットワーク	10BASE-T、100BASE-TX
15	付属品	取付金具、接続用品、落下防止ﾜｲﾔｰ

(2) カメラ端末制御機筐体

	項　　目	規格・性能
1	設置方式	電柱抱込方式
2	カメラ収容数	２台以上
3	収容機器	入出力端子部 商用電源分配部（コンセント２口以上） ＰｏＥ型ハブ 10BASE-T/100BASE-TX（4ﾎﾟｰﾄ以上） PoE+（IEEE802.3at準拠） （事業者側回線用関連機器の収容も可能であること）
4	構造	鋼板製（遮熱板付）
5	塗装	指定色
6	付属品	取付金具、ケーブル類

(3) ITV中央装置（交通管制センター）

既設のITV中央装置の仕様については次のとおりであることから、各項目の規格と性能を満たす機器によって装置の構築を行うこと。

ア　端末対応部Ⅱ

(ｱ) 本装置は、カメラ端末からの映像信号をデジタル映像信号に変換し、大型表示装置へ送出する機能を有している。

(ｲ) IP信号映像化装置

伝送されてくる各種圧縮方式に対応した復号装置であって、HDMI信号にて単画もしくは６画の映像を出力できるものである。

	項　　目		規格・性能
1	画像圧縮方式		H.264/MPEG2/MPEG4/JPEG
2	ビットレート		2Mbps,4Mbps,6Mbps
3	出力画素数		1920×1080ﾋﾟｸｾﾙ 640×480ﾋﾟｸｾﾙ（６画出力時）
4	外部IF	ｱﾅﾛｸﾞ映像出力	NTSCコンポジット（BNC） SMPTE170M(RS170A)準拠
		ﾃﾞｼﾞﾀﾙ映像出力	HDMI(Ver1.0以上) DVI変換コネクタを準備のこと
		ネットワーク	10/1000BASE-T(RJ-45), 100BASE-TX(RJ-45)
		接点入力	無電圧メイク接点入力（×１）
		接点出力	オープンコレクタ出力（×３）

イ　端末対応部Ⅲ

(ｱ) 本装置は、カメラ端末からの映像信号をアナログ映像信号に変換し、大型表示装置、通信司令室等へ送出する機能を有している。

(ｲ) IP信号映像化装置

端末対応部Ⅱに同じ

(ｳ) ﾃﾞｼﾞﾀﾙ/ｱﾅﾛｸﾞ変換分配装置

IP信号映像化装置から出力されるﾃﾞｼﾞﾀﾙ映像信号を受け、ｱﾅﾛｸﾞ映像出力を行い、入力されるﾃﾞｼﾞﾀﾙ映像信号が６画合成の場合、各映像を分離しｱﾅﾛｸﾞ映像を６出力できるものである。

	項　　目		規格・性能
1	入力画素数		1920×1080ﾋﾟｸｾﾙ (640×480ﾋﾟｸｾﾙ×６)
2	外部IF	ｱﾅﾛｸﾞ映像出力	NTSCコンポジット（BNC）６ch SMPTE170M(RS170A)準拠
		ﾃﾞｼﾞﾀﾙ映像入力	HDMI(Ver1.0以上)
		シリアル	RS-232C準拠(D-SUB 9ピン)
		リセット入力	メイク入力、端子台、1入力
		接点出力	オープンコレクタ出力（×１）

２　情報収集提供装置

(1) 本工事で設置する情報収集提供装置の機器等は、警察庁交通局交通規制課が策定した仕様書（警交仕規1000番台）に基づき製造されたものを使用すること。

(2) 本工事は、別途発注する交通管制センター中央装置の改修工事と密接に関連するため、各請負業者と連携を密にとり、以下の事項に留意すること。

(ｱ) システム全体の良好な運用状況を保持するために必要な情報を開示すること。

(ｲ) 本システムで整備する端末装置の動作確認のみではなく、交通管制センターの中央装置側で正常に運用されることを確認するまで、責任を持って問題解決に当たること。

第３　工事

１　工事の範囲

本工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) カメラ端末

ア　既存カメラ端末、制御機、電源箱及び配線等の撤去

イ　新設カメラ端末、更新カメラ端末、制御機、電源箱及び配線等の設置

ウ　ITV中央装置、大型表示装置改修、定数設定

エ　試験及び調整

(2) 情報収集提供装置

ア　ヘッド素子、制御器、電源箱及び配線等の撤去

イ　ヘッド素子、制御器、電源箱及び配線等の新設・更新

ウ　試験及び調整

２　工事内容

工事内容、内訳書及び数量表については別添のとおりである。

(1) カメラ端末設置及び更新

ア　カメラ設置

(ｱ) 支柱は既設を使用するため、端末設備及び配線の撤去を行うこと。

(ｲ) 既設の支柱にカメラ端末及び制御機を設置し、必要な配線を行うこと。

(ｳ) 既設の発動発電機から制御機まで電源線を布設すること。

イ　ITV中央装置・大型表示装置改修、定数設定

(ｱ) ITV中央装置

端末対応部Ⅱ、端末対応部Ⅲ増設対応及び定数設定を行うこと。

なお、本工事で整備される２つのカメラ端末の映像同時受信ができるようにすること。

(ｲ) 大型表示装置

定数設定を行うこと。

なお、本工事で整備される２つのカメラ端末の映像が同時に大型表示部に表示されるようにすること。

ウ　試験及び調整

カメラ設置後、次に示す項目について試験を実施し、完全な調整を行う

こと。
(ｱ) 単体動作試験
　端末装置単体での正常動作を確認すること。
(ｲ) 総合動作試験
　交通流監視用カメラ中央装置から遠隔操作を行い、制御及び映像表示について正常動作を確認すること。
　なお、本試験については、交通流監視用カメラ中央装置更新工事の請負業者及び通信事業者回線契約業者と連携して行うこと。

(2) 情報収集提供装置新設・更新
ア　佐賀警察署前交差点
(ｱ) 既設の信号柱に新たに端末１基を設置すること。
(ｲ) 既設の端末及び配線を更新すること。
イ　西渕交差点
(ｱ) 既設の端末及び配線を更新すること。
ウ　共通事項
(ｱ) 単体動作試験
　端末装置単体での正常動作を確認すること。
(ｲ) 定数設定については、別途発注している工事において行うものとする。

3　工事材料
　工事に使用する材料は、日本工業規格（ＪＩＳ）に制定されているもので、使用する前に係官の承認を受けたものとする。

4　現場代理人
(1) 請負者は、工事施工に先立ち現場責任者を定め、事前に係官に通知するとともに、工事施工中は常時現場に当該現場代理人を派遣すること。
　また、作業主任者についても定め事前に係官に通知すること。
(2) 現場代理人は、工事の進捗状況を工事日報若しくは工事週報により係官へ報告するとともに、係官と詳細な打ち合わせを行うこと。
(3) 工事施工中は常に工事現場の清潔に留意し、諸材料の整理、火災、盗難、その他事故に十分注意すること。
(4) 工事施工に当たっては騒音や振動について十分に留意し、事前に付近住民へ作業実施に関する説明を行うこと。

5　産業廃棄物の適正処理
　本工事で発生した撤去品については､原則すべて法令に従って処分すること。ただし、係官が指定する物品で、集荷業者による買入が可能なものは売却することができるものとし、産業廃棄物管理票（写し）の提出は不要とする。

6　留意点
(1) 工事施工にあたり警察業務並びに道路交通に支障を与えないこと。
(2) 請負者は、施工に先立ち関係機関（管轄警察署、道路管理者等）に必要な

一切の手続き(道路使用許可申請、道路占用協議申請、工事着手届、電力供給申込等)を行うこと。

なお、諸手続に要する一切の費用は、請負者の負担とする。

第４　検査

１　検査の種類

次の検査を検査官立ち会いにより行う。

(1) 工場検査

すべての機器について、製造した工場にて出荷前に検査を行う。

(2) 工事検査

すべての機器について、工事完了後に設置現場にて検査を行う。

２　検査方法

検査に先立ち、次の資料を検査官に提示し、検査の具体的方法について指示を受けること。

(1) 社内試験成績書及び検査責任者

(2) 検査工程表及び検査場所

(3) 試験要領書

３　検査項目

(1) 工場検査

ア　構成検査

装置の外観、数量及び構成について検査する。

イ　装置単体の機能及び性能検査

装置単体の機能及び性能が、本仕様書を満足しているかについて検査する。

(2) 工事検査

ア　設置状況検査

端末の設置状況、配線状況及び動作状況について検査する。

イ　機能及び性能検査

佐賀県警察本部交通管制センターから通信事業者の回線を介して装置の制御が可能であることを検査する。